

静岡理工科大学における公的研究費の不正使用の防止について

令和7年7月22日

学長 木村 雅和

静岡理工科大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理のあり方に関して、「静岡理工科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」を制定しています。本学では、同規程に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な執行を確保する取組みを徹底すると共に、今後も管理・運営体制の見直しや充実を図ってまいります。

1. 不正防止対策の基本方針

（1）本学における責任体制の明確化

公的研究費等の管理に係る機関内での責任者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者）の責任の範囲、権限を明確に定め、学内外に公表します。

（2）適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・本学内における公的研究費の運営・管理に係わるルールを明確化すると共に、相談窓口を設けて対応の統一化を図ります。
- ・事務管理に関する職務権限の明確化をいたします。
- ・公正で効率的な研究遂行のため、研究者、研究補助者及び事務職員の意識向上を図ります。
- ・通報窓口を整備すると共に、告発等の迅速な取扱いを図り、懲戒に関する規定を整備し、適切な運用を行います。

（3）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- ・本学内での不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画を策定します。
- ・不正防止計画推進室において、不正防止計画の責任ある実施と実施状況の確認を行い、継続的な見直しを図ります。

（4）研究費の適正な運営・管理活動

- ・本学内における公的研究費の運営・管理に係わるルールに基づき、適切な予算執行に関するチェック体制を構築します。
- ・業者との癒着防止、事務部門による発注・検収業務の実施など、具体的な不正抑止策を実施いたします。

（5）情報発信・共有化の推進

本学における不正への取組に関する基本方針等を本学HP公開することにより、情報共有を図ります。

（6）実効性のある内部監査の実施

内部監査、監事監査において、実効性のあるモニタリング調査の実施体制及び方法（モニタリング、リスクアプローチ監査の実施等）を整備いたします。

2. 公的研究費の運営及び管理に関する組織体制

最 高 管 理 責 任 者 : 学長
統 括 管 理 責 任 者 : 大学事務局長
コンプライアンス推進責任者 : 理工学部長
情報学部長
事務局総務課長
コンプライアンス推進副責任者 : 各学科長
不正防止計画の推進する組織 : 不正防止計画推進室

3. 行動規範

「学校法人静岡理工科大学 倫理行動規範」参照

4. 関連する諸規程

「静岡理工科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」
「静岡理工科大学科学研究費助成事業取扱規程」

5. 相談窓口

本学における公的研究費に係る相談窓口を以下のとおりとします。

窓 口 : 大学事務局総務課
所 在 地 : 〒437-8555 静岡県袋井市豊沢2200番地の2
電 話 : 0538-45-0112
F A X : 0538-45-0110
電子メール : keiri@sist.ac.jp

6. 通報・告発窓口

本学における公的研究費の不適切な使用に係る通報・告発窓口を以下のとおりとします。

(1) 関連する規程

静岡理工科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

(2) 通報・相談窓口

窓 口 : 学校法人静岡理工科大学 法人本部業務推進部
所 在 地 : 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町20番 M20ビル13階
電 話 : 054-204-2490
F A X : 054-252-2700

(3) 受付方法

- ① 通報・相談の手段は、電話、電子メール、ファックス、書面、面談のいずれかによるものとします。
- ② 通報・相談は、実名でのみ受け付けます。

(4) 受付後の手続き

- ① 通報・相談を受けた時は、すみやかに最高管理責任者に報告いたします。その後、当該通報・相談を受領した旨を、通報者に通知します。
通報は、学内に設置する調査委員会において、調査可能性に関して予備的調査を行い、告発等の受付後30日以内に本格的調査の可否を決定します。
- ② 本格的調査が必要と判断した場合、調査委員会は、不正の有無及び内容、関与者並びに不正使用の金額等について調査を行い、着手後210日以内に調査内容を取りまとめ、その結果を公的研究費の配分機関に報告します。

(5) 公的研究費の不正使用が認定された場合の措置

- ① 公的研究費の不正使用に関する調査結果の公表
原則として、次の事項を公表します。
 - ・不正に関与した者の氏名・所属
 - ・不正の内容
 - ・本学が公表時までに行った措置の内容
 - ・調査委員の氏名・所属
 - ・調査の方法・手順等
- ② 公的研究費の不正使用が認定された者等に対する措置
調査委員会における調査の結果、公的研究費の不正使用が認定された場合は、不正行為に関与した者等については、以下の対応を行います。
 - ・被通報者に対して、不正使用があると認定された研究活動の停止を命ずる。
 - ・不正使用があると認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。
 - ・学校法人静岡理工科大学職員服務規程に基づく懲戒処分の手続きを行う。
 - ・本学と取引する業者が不正使用に関与している場合、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて手続きを行う。
- ③ 悪意をもった通報に対する措置
調査委員会における調査の結果、学園関係者の通報者が、不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかな場合は、学園の規程に基づき、懲戒処分等の対象といたします。

(6) 秘密保持

通報・相談窓口である法人本部並びに本学では、通報者が特定されないよう適切な措置を講じるとともに、通報内容並びに調査内容について秘密保持を徹底いたします。

7. 不正防止計画

- 令和7年度計画 : 「公的研究費に関する不正防止計画【令和7年度】」 参照
- 令和6年度報告 : 「公的研究費に関する不正防止計画【令和6年度】」 参照
- 令和5年度報告 : 「公的研究費に関する不正防止計画【令和5年度】」 参照
- 令和4年度報告 : 「公的研究費に関する不正防止計画【令和4年度】」 参照
- 令和3年度報告 : 「公的研究費に関する不正防止計画【令和3年度】」 参照